

構造設備の基準	旅館・ホテル	簡易宿所
1 一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては9㎡）以上であること。（施行令1条1項1号）	○	
2 旅館・ホテルにあつては、3.3㎡につき1人（寝台を置く客室にあつては4㎡につき1人）とすること。（条例別表第1-3(1)）	○	
3 客室の延床面積は、33㎡（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（施行令1条2項1号）		○
4 簡易宿所、季節営業にあつては、客室の収容定員は1.65㎡につき1人とすること。（条例別表第1-3(1)(2)）		○
5 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条1項3号、同条2項3号） 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料で作られ、完全に排水できる構造設備のものであること。（条例別表第2-8、第3-8）	○	○
客室は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-3、第3-3） ア 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。 イ 地下又は屋根裏に設ける場合には、動力換気装置又は十分に換気できる適切な構造設備があること。 ウ 客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、互いに見通すことができない構造であること。 エ 客室には、客の衣類その他携帯品を安全に保管することができる鍵の掛かる構造設備があること。	○	○ ア、イのみ
6 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。（施行令1条2項2号）		○
7 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（施行令1条1項4号、同条2項4号）	○	○
浴室は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-9、第3-9） ア 外部から見通すことのできない構造であること。 イ 床及び腰張り、コンクリート、タイル等の耐水性材料で作られていること。 ウ 脱衣所が別に設けられていること。 エ 水又は湯を供給できる設備があること。 オ 汚水を停滞することなく下水溝に排出できる構造設備であること。	○	○
8 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条1項5号、同条2項5号）	○	○
流水受槽式の洗面設備が設けられていること。（条例別表第2-5、第3-5）	○	○
9 適当な数の便所を有すること。（施行令1条1項6号、同条2項6号）	○	○
便所は、次の要件を満たすものであること。（条例別表第2-6、第3-6） ア 調理室と接続して設けられていないこと。 イ 窓その他の開口部には、ねずみ及び昆虫を防ぐ構造設備があること。 ウ 流水式手洗設備が設けられていること。	○	○
共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階（当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階は除く。）にあつては、その階に設けなければならない。（条例別表第2-7、第3-7）	○	○
10 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ客に飲食させるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（施行令1条1項7号）	○	
11 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。（条例別表第2-1、第3-1）	○	○
12 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。（条例別表第2-2、第3-2）	○	○
13 公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の営業者等と常時連絡の取れる連絡先を記載した標識を設けること。（条例別表第2-11、第3-11）	○	○

施行令：旅館業法施行令(昭和32年6月21日政令第152号)

条例：旅館業法施行条例(昭和32年12月24日条例第64号)